

○現行制度からの変更点

1. 税額計算は「適格請求書」の記載どおりに行う仕組みとする
2. 売り手に「適格請求書」の発行を義務化
3. 偽りの請求書を発行した場合に罰則を適用
4. 課税事業者登録制度を創設（課税事業者のみが「適格請求書」を発行できる仕組み）
5. 「適格請求書」に消費税額と登録番号の記載を義務化

○現行制度との接続

1. 税額計算は、消費税額を積み上げて計算する方式と、税込み価格を税率で割り戻して計算する現行方式の選択制とする
2. 経過措置として、免税事業者からの仕入れについて、本制度導入から3年間は80%、その後3年間は50%の控除を可能とする
3. 現行制度と同様、小売事業者等について、販売先の氏名・名称の記載を不要とする
4. せり売りの場合の特例（取次事業者発行の請求書による代替）等現行の取扱いを存続

売上税額の計算の特例

28改正案

現金商売の八百屋や地方の商店などを想定

「区分記載請求書等保存方式」段階における税額計算の特例

自社又は取引先のシステム整備が間に合わない場合も想定

- **売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者**が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例を設ける。
- 課税売上高が5千万円以下の中小事業者については、軽減税率制度の導入から4年間、以下の特例を選択することが可能。
- **中小事業者以外**についても、軽減税率制度の導入から**1年間に限り**、同様の特例。

① 仕入れを管理できる
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は、概ね一致

実態と大きく乖離しないよう一定の実績から推計

② ①以外の事業者

- ✓ 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- ✓ 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない

③ ①・②の計算が困難な事業者

- ✓ 仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができない

最低の水準で益税目的の活用を防止

軽減税率売上割合

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$$

仕入れの管理ができれば、売上税額の計算が可能



(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

軽減税率売上割合

$$= \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$$

通常の連続した10日間の売上げの管理ができれば、売上税額の計算が可能



軽減税率売上割合

$$= \frac{50}{100}$$

売上げや仕入れの管理ができない場合の、売上税額の計算方法を規定



(注) **主に軽減税率対象品目を販売する事業者**が対象

仕入税額の計算の特例

28改正案

現金商売の八百屋や地方の商店など、また自社又は取引先のシステム整備が間に合わない場合も想定

「区分記載請求書等保存方式」段階における税額計算の特例

- **仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者**が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額を計算する特例等を設ける。
- 軽減税率制度の**導入から1年間**、以下の特例を選択することが可能。

① 売上げを管理できる
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は
 - ・ 売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と
 - ・ 仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は概ね一致

実態と大きく乖離しないよう一定の実績から推計

軽減税率仕入割合

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$$



売上げの管理ができれば、仕入税額の計算が可能

② ①の計算が困難な事業者

- ✓ ①の方法では仕入税額の計算ができない事業者であっても、

- 課税売上高が5千万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用を受けられることとする。

※ 現在は、課税期間の開始前に選択

※ **中小事業者以外についても、同様の特例**

一般に大企業ほど課税仕入れ率は高く、中小企業の平均水準の簡易課税制度は大企業には厳しい



売上げや仕入れの管理ができない場合は、簡易課税制度の方法により仕入税額を計算

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

28改正案

		平 2 9 . 4 (導入)	平 3 3 . 4	平 3 6 . 4	平 3 9 . 4
		【現行制度】	【区分記載請求書等保存方式】 (平成 2 9 年 4 月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成 3 3 年 4 月～)	
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり	現行どおり	・ 適格請求書の税額の積上げ計算 ・ 取引総額からの割戻し計算 } のいずれかを選択	
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	
	買手が追記した区分記載請求書 による仕入税額控除可		買手が追記した区分記載請求書 による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (8 0 % 控除)	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (5 0 % 控除)
	せり売りなど代替発行された請求書 による仕入税額控除可				
	中古品販売業者の消費者からの仕入 れ等の仕入税額控除可				
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上の みなし計算 (4 年間) (注 1)		
	仕入税額の計算の特例	簡易課税	軽減税率対象仕入の みなし計算 (1 年間) 現行どおり (見直し) 簡易課税の事後選択 (1 年間) (注 2)		
検証		検証	検証		

(注 1) 中小事業者以外の事業者は、1 年間の措置。

(注 2) 中小事業者以外の事業者は、1 年間の措置として、簡易課税の準用及び事後選択・適用が可能。

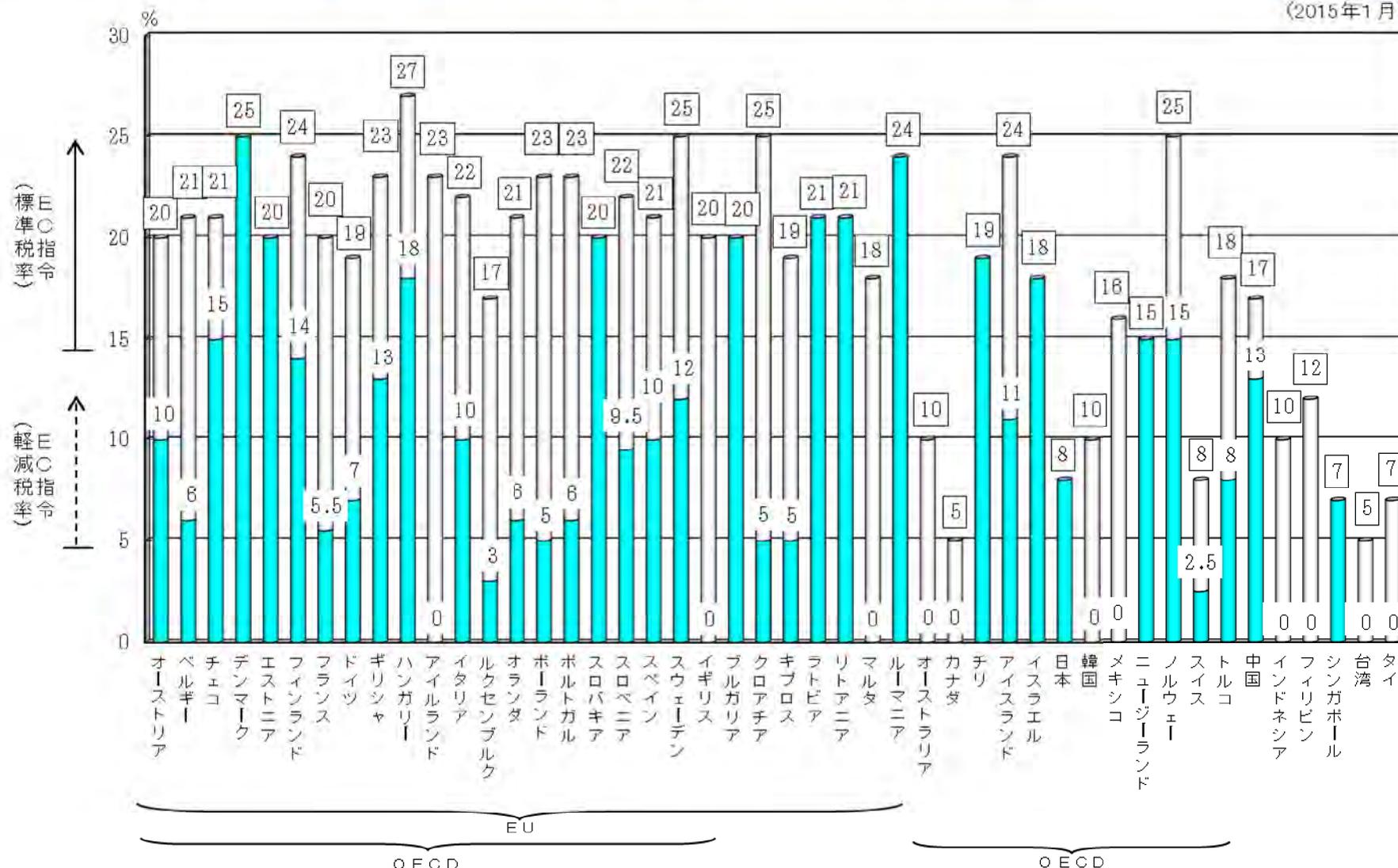
平成28年度 政府税制改正大綱(抄)

- 軽減税率制度の導入に当たっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保するため、平成28年度税制改正法案において次に掲げる旨を規定する。
 - ① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 財政健全化目標との関係や平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

- 軽減税率制度の円滑な導入・運用のため、平成28年度税制改正法案において次に掲げる旨を規定する。
 - ① 軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。
 - ② 軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、中小・小規模事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる。

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較

(2015年1月現在)



(備考) 1. 日本の消費税率8%のうち、1.7%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で州の付加価値税等が課される(例: オンタリオ州8%)。
 3. アメリカは、州、郡、市により小売上税が課されている(例: ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計8.875%)。
 4. 上記中、■ が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
 5. EC指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

(出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

3. 少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組

<p>○ 三世同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入</p>	<p>・ 世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入。</p>
<p>○ 個人の寄附税制の包括的な見直し</p>	
<p>・ 国立大学法人等への寄附</p>	<p>・ 意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入。</p>
<p>・ 公益法人等への寄附</p>	<p>・ 公益活動を促進する観点から、一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人について、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和。</p>
<p>※ 平成27年度税制改正においては、学校法人等への個人寄附に係る税額控除の要件緩和を実施。</p>	
<p>○ スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の導入</p>	<p>・ 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、<u>検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度(医療費控除の控除額計算上の特例措置)</u>を導入。</p>
<p>(参考:平成28年度与党税制改正大綱) 個人所得課税の見直しに向けた検討</p>	<p>・ 個人所得課税について、<u>税収中立の考え方</u>の下、少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点から、各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討。</p>
<p>(参考:平成28年度与党税制改正大綱) 介護保険料等に係る社会保険料控除の見直しの検討</p>	<p>・ 納税者と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料に係る社会保険料控除について見直しを行う方向で検討し、平成29年度税制改正において結論を得る。</p>

【概要】

自己の有する家屋に三世代同居改修工事を行った場合において、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、その者の居住の用に供したときは、次の1又は2の特例を適用することができる。

- 1 三世代同居改修工事を含む増改築工事に係る住宅借入金等（償還期間5年以上）の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた金額を5年間の各年において所得税額から控除
- 2 三世代同居改修工事の標準的な費用の額の10%相当額をその年分の所得税額から控除

【対象工事】 1:キッチン 2:浴室 3:トイレ 4:玄関

【対象工事要件】 ①上記1から4までのいずれかを増設すること。

②改修後、上記1から4までのうち、いずれか2つ以上が複数となること。

③対象工事の費用が50万円超であること。

1 ローン控除の特例

控除額 = ローン残高 × 控除率

	ローン残高	期間	控除率
① 増改築工事全体	～1,000万円	5年	1.0%
② うち三世代同居改修工事	～250万円	5年	2.0%

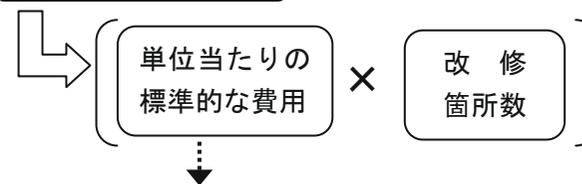
平 28.4.1 居住分
↓
平 31.6.30 居住分

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①	7.5万円	7.5万円	7.5万円	7.5万円	7.5万円
②	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円

最高控除額
62.5万円

2 税額控除の特例

控除額 = 標準的な費用 × 10%
(限度額：25万円)



- 改修部位ごとに単位当たりの標準的な費用を告示で規定

〈告示の例〉

- ◎ 三世代同居改修工事
 - キッチン ●円/箇所
 - 浴室 ●円/箇所
 - トイレ ●円/箇所
 - 玄関 ●円/箇所

- 平成27年度改正における学校法人等への個人寄附に係る税額控除制度の拡充とあわせ、寄附金税制の包括的な見直しを実現。

※ 我が国の寄附金税制は、主要諸外国にはみられない所得控除と税額控除の選択制を採用。

【平成28年度改正（案）】

【平成27年度改正】

- 少子化の進展に伴い園児等の数が減少していく中で、教育・子育ての環境の充実を図る観点から、幼稚園等を運営する学校法人、保育所等を運営する社会福祉法人への個人寄附に係る税額控除について、必要となる寄附者数の要件を定員数に応じて緩和

教育・子育て
への配慮

- 経済的な理由で修学が困難な学生に対して支援を行うことにより、意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入

小規模
法人へ
の配慮

- 一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人について、小規模な法人の事務負担能力に配慮し、公益活動を促進する観点から、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和

- 寄附金の受領者の事務負担やコストの軽減を図る観点から、寄附金控除の適用を受ける際に必要な領収書について、書面での交付に代えて、電子メール等による電子データの送付も可能とする。

○ 意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入。

【現行】

○ 以下の寄附金について、所得控除との選択で税額控除の適用が可能

- (1) 認定NPO法人に対する寄附金
 - (2) 次の特定公益増進法人に対する寄附金
 - ・ 公益社団・財団法人
 - ・ 学校法人・準学校法人
 - ・ 社会福祉法人
 - ・ 更生保護法人
- } 以下の要件を満たすもの
① P S Tと同様の要件 (注)
② 情報公開要件

〔税額控除額〕

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

⇒住民税10%と合わせ50%の税額控除が可能。
 (都道府県(4%)と市町村(6%)がともに控除の対象としている場合)
 ※対象となる寄附金額の上限：総所得金額の40%
 ※控除税額の上限：所得税額の25%

〔参考：所得控除額〕

$$\text{寄附金額} - 2,000\text{円}$$

※対象となる寄附金額の上限：総所得金額の40%

【改正案】

○ 以下の寄附金について、所得控除との選択で税額控除の適用を可能とする。

- (1) 次の法人に対する寄附金のうち、(2)の要件を満たすもの
 - ・ 国立大学法人
 - ・ 公立大学法人
 - ・ (独)国立高等専門学校機構
 - ・ (独)日本学生支援機構

} 以下の要件を満たすもの
① P S Tと同様の要件 (注)
② 情報公開要件
- (2) その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実なものとして次の要件を満たすことを所管庁が確認したもの
 - ・ 各法人がその寄附金を修学支援事業のための独立した基金を設けて管理し、他の財源と区分して経理していること
 - ・ 基金からの使途が各法人の授業料減免事業、奨学金事業等(経済的理由により修学が困難な学生等に対して行われるものに限る。)に限定されていること
 - ・ 各法人は事業年度終了後3月以内に基金への受入額、基金からの支出額等の明細書を監査を経た上で所管庁に提出すること
- (3) 各法人等の所管庁は、上記(1)の法人の適格要件及び(2)の事業要件について確認し、証明書を各法人に交付する。

(注) 平成28年分以後の所得税について適用。

(注) 「3,000円以上の寄附者が年100人以上いること」又は「寄附金が法人収入の5分の1以上であること」を満たす必要。
 なお、前者については、学校法人及び準学校法人並びに保育所等を設置する社会福祉法人については、一定の緩和措置あり(改正案：国立大学法人、公立大学法人も同様とする。)

事務負担能力が低いと考えられる小規模な公益法人等に配慮し、こうした法人の公益活動を草の根の寄附により後押しする観点から、公益法人等への個人寄附に係る税額控除のPST要件を緩和する。

PST (パブリック・サポート・テスト)要件

税額控除対象法人となるための要件の1つであり、「寄附集めの努力」を図る基準。

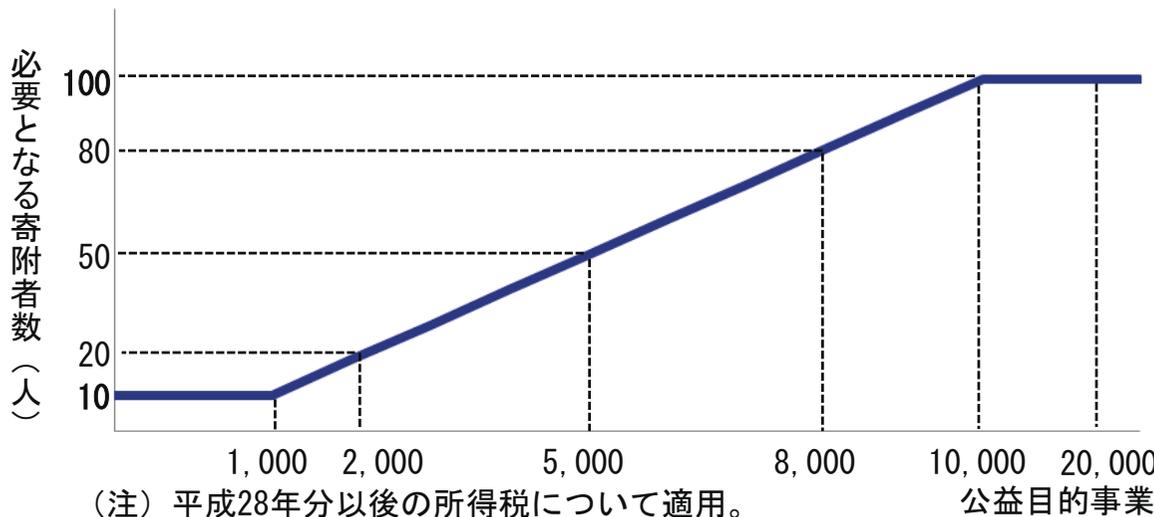
- ① 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること（絶対値要件） 又は
- ② 寄附金が法人収入の5分の1以上であること（相対値要件）



公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人並びに更生保護法人について、上記①の絶対値要件を次のとおり見直し

→ 公益目的事業費用等* 1億円を基準としてこれを下回る公益目的事業費用等の公益法人等については、寄附者数の要件を次のように緩和。

$$\text{絶対値要件の寄附者数 (最低10人)} = 100人 \times \frac{\text{公益目的事業費用等}}{1億}$$



○ 寄附者から年間30万円以上の寄附を受け入れていることが必要。

* 学校法人及び準学校法人にあつては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあつては社会福祉事業費用、更生保護法人にあつては更生保護事業費用。

(注) 平成28年分以後の所得税について適用。

※ 学校法人及び準学校法人並びに保育所等を設置する社会福祉法人については定員数を基準とした要件緩和措置との選択適用。

セルフメディケーション(自主服薬)推進のための スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

28改正案

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除する。

1. 本特例の適用要件とされる健康の維持増進及び疾病の予防への取組

○ 次の検診等又は予防接種(医師の関与があるものに限る。)を受けていることを要件とする。

- (1) 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
- (2) 予防接種
- (3) 定期健康診断(事業主健診)
- (4) 健康診査
(いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの)
- (5) がん検診

医薬品の分類と販売制度

事項	医療用医薬品	要指導医薬品	一般用医薬品		
			第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
内容	人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがある医薬品	ダイレクトOTC、スイッチ直後品目※1、毒薬、劇薬	特にリスクが高い医薬品	リスクが比較的高い医薬品	リスクが比較的低い医薬品
販売できる業種	薬局のみ	薬局、店舗販売業	薬局、店舗販売業、配置販売業※2		
販売者	薬剤師のみ		薬剤師・登録販売者※3		
販売方法	対面販売のみ	対面販売のみ	インターネット販売可		
スイッチOTCの品例※4	—	・コンタック鼻炎Z (鼻炎薬) ・エパデールT (中性脂肪異常改善薬) ・ルミフェン (解熱鎮痛剤)	・ガスター10 (胃腸薬) ・アレグラFX (鼻炎薬) ・ロキソニンS (解熱鎮痛剤)	・ダマリンL (水虫薬) ・ストナ去たんカプセル (鎮咳去たん薬) ・アレジオン10 (鼻炎薬) ・フェイタスZ (外用鎮痛・消炎薬)	・ローカスタEX (血清高コレステロール改善薬) ・DHCフクイゲン (血清高コレステロール改善薬)

※1「ダイレクトOTC」とは、国内で医療用医薬品としての使用実績がない成分を含む医薬品のことをいう。「スイッチ直後品目」とは、医療用から移行(スイッチ)して間がなくリスクが確定していない薬で、要指導医薬品としての指定から原則3年後に第1類医薬品となるものをいう。なお、第1類となってから1年経過後に、第1類から第3類までのいずれに分類するかが検討・決定される。

※2「配置販売業」とは、家庭等を訪問し配置の方法により販売等する医薬品の販売業をいう

※3「登録販売者」とは、都道府県で開催される試験に合格して都道府県知事の登録を受けた者という。

※4「スイッチOTC」とは、医療用から移行(スイッチ)した成分が用いられる要指導医薬品及び一般用医薬品をいう。

2. 控除対象医薬品

○ スイッチOTC薬

⇒ 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)

3. 医療費控除との関係

○ 本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には本特例の適用を受けることができない。

4. 地方創生を推進するための取組

○ 東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保	
・企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)の創設	・官民挙げて地方創生のために効果的な事業を推進できるようにするため、 <u>地域再生法の改正</u> (地方公共団体(東京等を除く)が行う「効果の高い地方創生事業」を国が認定)を前提とし、当該枠組みに基づく <u>認定事業に対する企業の寄附</u> について、通常の損金算入(約3割の負担軽減)に加え、 <u>税額控除</u> (約3割の負担軽減)を創設。(合計約6割の負担軽減)
・外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	・好調に拡大する外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、外国人旅行者向け消費税免税制度の更なる拡充として、 <u>免税販売の対象となる一般物品の購入下限額を引下げ</u> (1日1店舗当たり「10,000円超」→「5,000円以上」)。
・空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入	・空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、 <u>相続により生じた空き家</u> であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、 <u>相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得</u> について特別控除を導入。
○ 地方法人課税の偏在是正	・消費税率10%への引上げに伴い、 <u>地方法人特別税を廃止</u> するとともに、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、① <u>地方法人税(法人住民税の一部交付税原資化)</u> を拡充、② <u>法人事業税交付金</u> を創設。

地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を創設する。

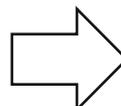
寄附の対象(地域再生法に規定(調整中))

対象団体：地方版総合戦略を策定する都道府県・市町村

- * 三大都市圏にある交付税不交付団体は対象外
- * 主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象外

対象事業：地方創生を推進する上で効果の高い事業
(地方版総合戦略に位置づけ)

- * 対象事業について地域再生計画を作成し、国が認定



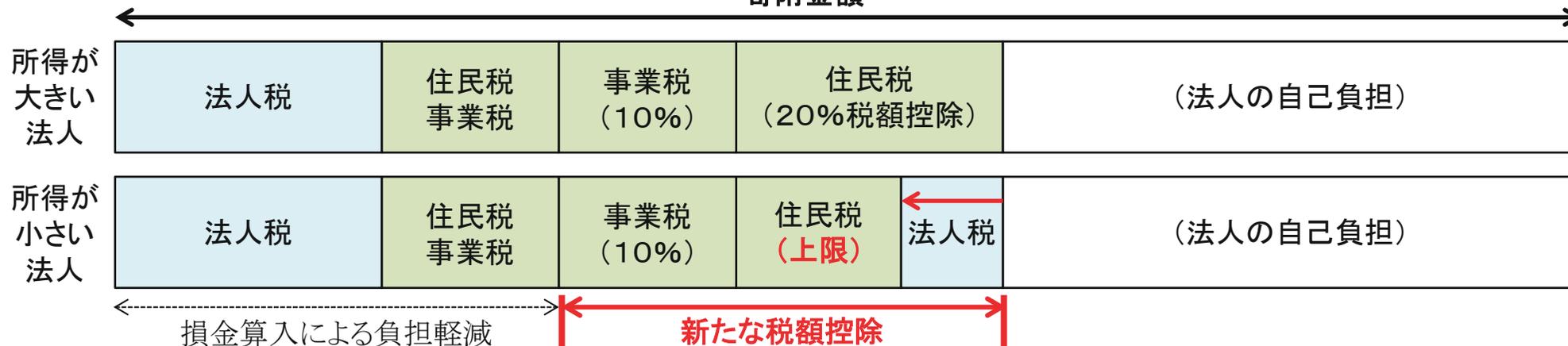
改正案

現行の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて、

- ① 法人事業税：寄附金額×10%の税額控除
* 税額の20%(29年度～:15%)上限
- ② 法人住民税：寄附金額×20%の税額控除
* 税額の20%上限
- ③ 法人税：②で控除しきれなかった額
or 寄附金額×10%の税額控除
* 税額の5%上限

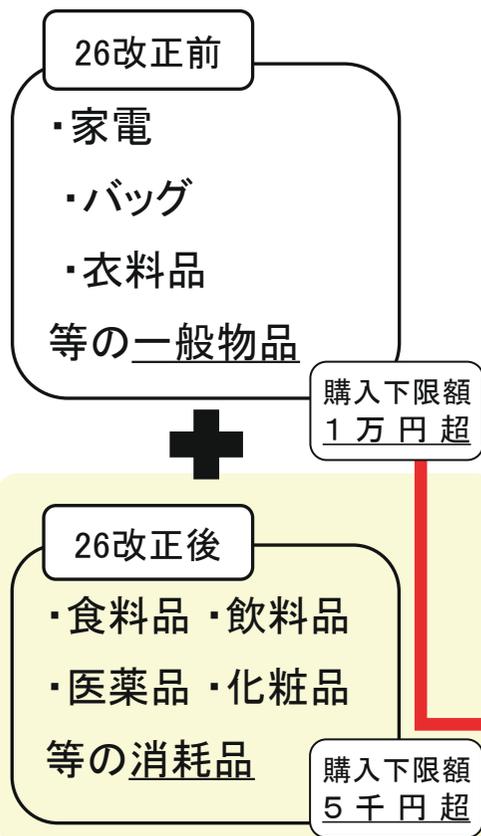
* 31年度末期限

寄附金額

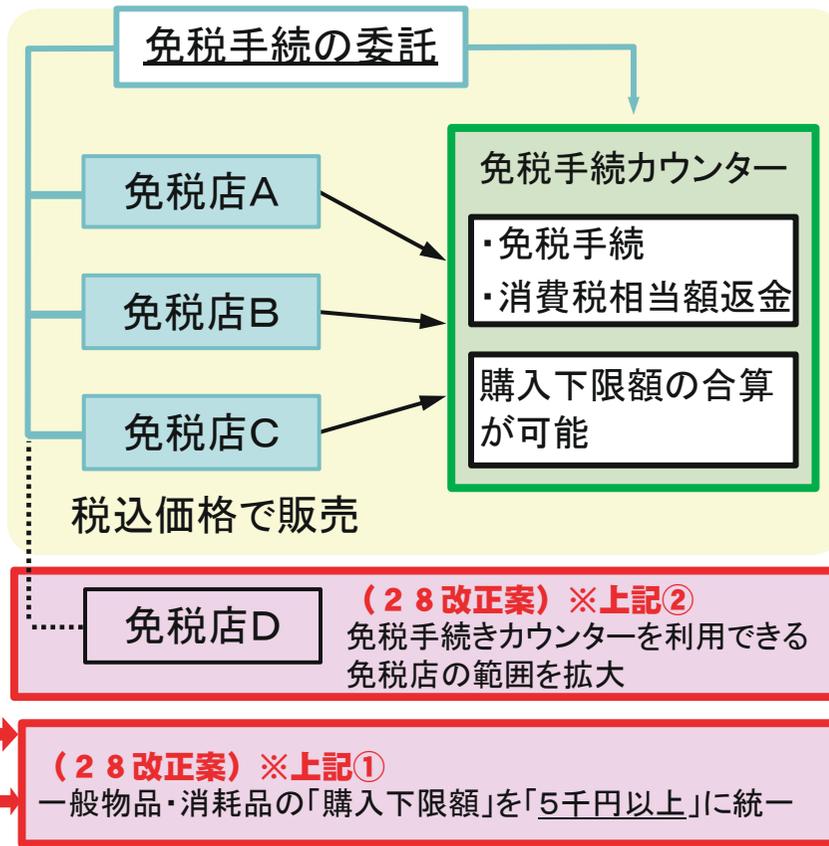


- 好調に拡大する外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、一般物品に係る購入下限額を引き下げるなど、外国人旅行者向け消費税免税制度を拡充する(平成28年5月1日施行)。
 - ① 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ
 - ② 手続委託型輸出物品販売場の対象範囲の見直し
 - ③ 輸出物品販売場から海外へ直送する場合における免税手続の簡素化
 - ④ 購入者誓約書の電磁的記録による提出・保存

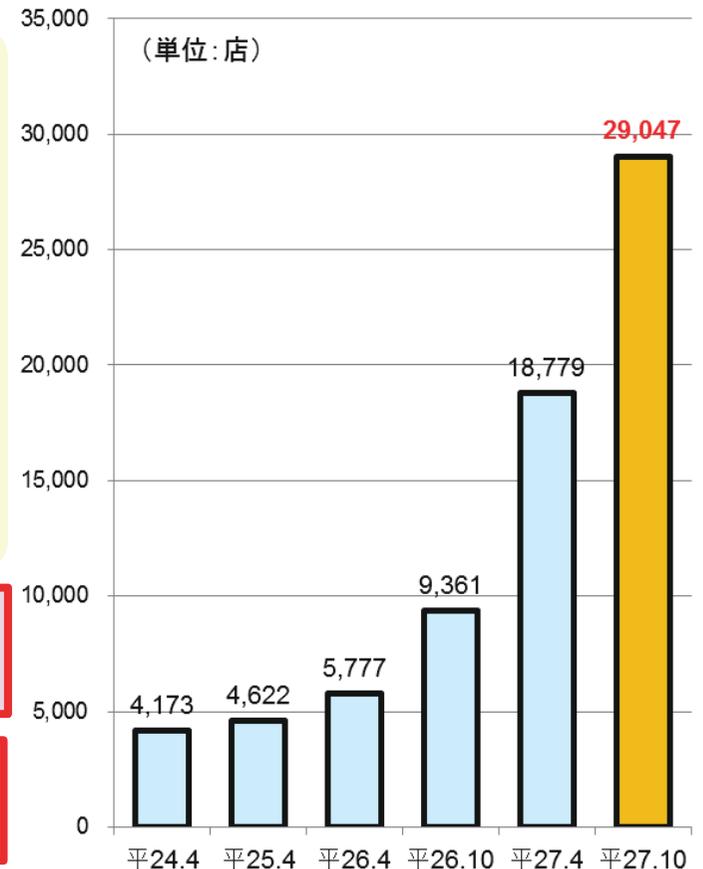
○平成26年度税制改正
(対象品目拡大)



○平成27年度税制改正
(免税手続カウンター)



○免税店数の推移



【概要】

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる。

〔適用期限：平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡〕

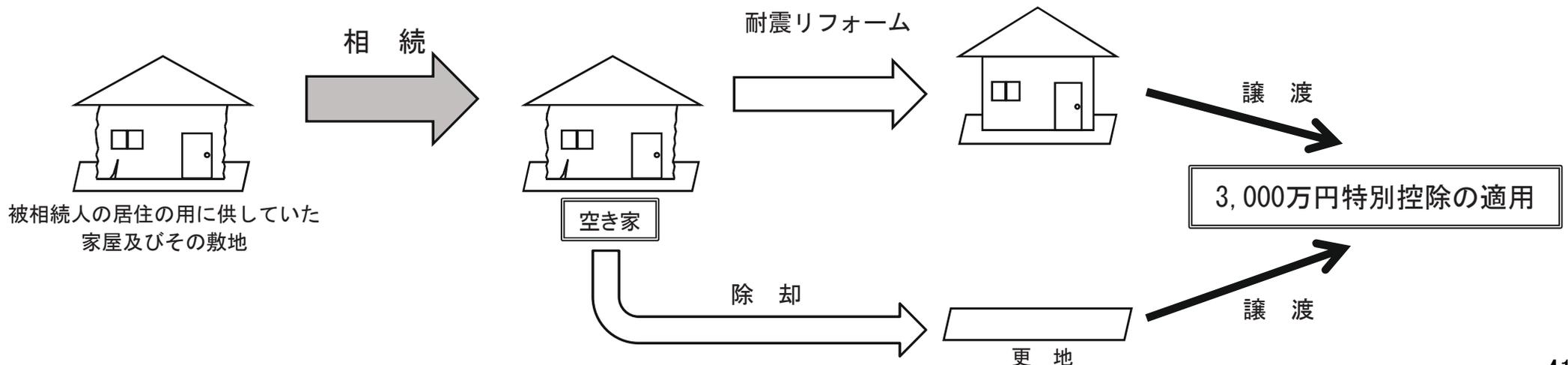
【主な適用要件】

- ① 相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物（マンション等）を除く。）であって相続発生時に、被相続人以外に居住者がいなかったこと。
- ② 譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで、居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと。
- ③ 譲渡価額が1億円を超えないこと。

1 居住用家屋の譲渡所得の3,000万円特別控除の特例（現行制度）の対象

- (1) 居住用家屋及びその敷地の譲渡
- (2) 災害により滅失した居住用家屋の敷地又は居住の用に供していた家屋及びその敷地を居住の用に供されなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡

2 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例（案）



消費税率(国・地方)10%段階の地方法人課税の偏在是正 (平成29年度～)

28改正案

- 税制抜本改革法による消費税率(国・地方)の10%への引上げに伴い、暫定措置である地方法人特別税・譲与税制度を廃止。地方法人特別税を法人事業税に復元。

平成26年度与党税制改正大綱

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

- 消費税率の引上げ及び地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴い、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。

1. 法人住民税法人税割の税率の改正 []:制限税率

(都道府県分) 3.2% [4.2%] → 1.0%(△2.2%)[2.0%]

(市町村分) 9.7% [12.1%] → 6.0%(△3.7%)[8.4%]

2. 地方法人税の税率の改正

4.4% → 10.3%(+5.9%)

◇ 地方法人税収の全額を交付税特会に直接繰入れ、地方交付税原資化

- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分を補てんするとともに、市町村の税源の偏在是正と財政運営の安定化を図るため、法人事業税交付金を創設。

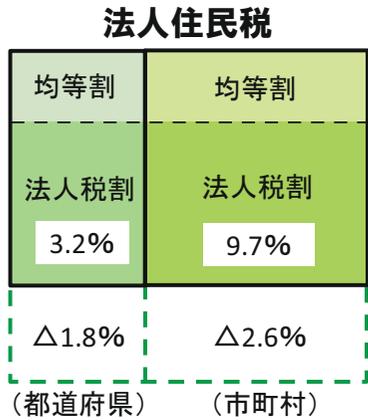
【法人事業税交付金の概要】

- ◇ 都道府県の法人事業税額の100分の5.4を市町村に交付。
- ◇ 各市町村には、従業者数を基準に交付。

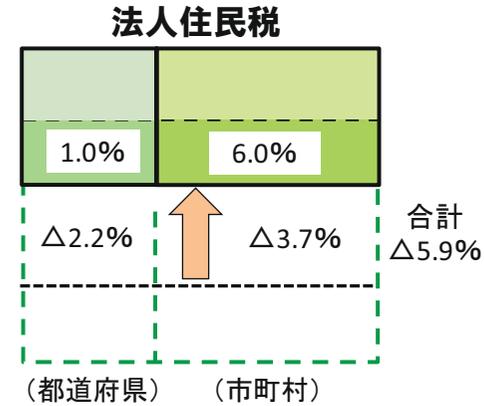
- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して地方財政計画に歳出を計上。

28改正における地方法人課税の偏在是正のイメージ

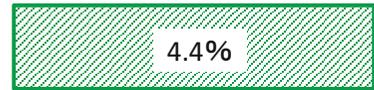
28改正案



・消費税率10%への引上げ
 ・地方法人特別税の廃止に伴い、法人住民税の地方法人税化をさらに進める。



地方法人税(交付税原資化)

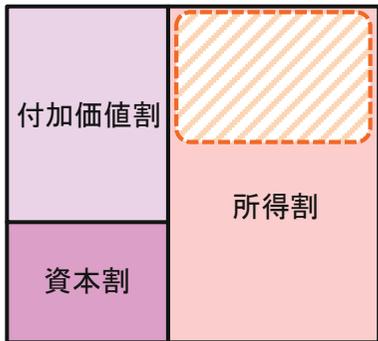


※26年改正で法人住民税の一部を地方法人税化(交付税原資化)。

地方法人税(交付税原資化)

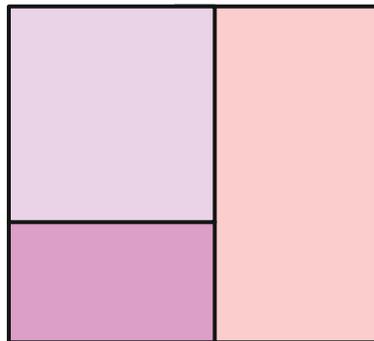


法人事業税(都道府県)



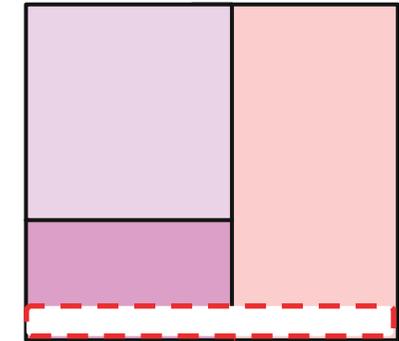
暫定措置である地方法人特別税を廃止し、法人事業税に還元。

法人事業税(都道府県)



地方法人特別税の廃止に伴う市町村分の法人住民税の減収分を補てんするため、都道府県から市町村に法人事業税の一部を交付。

法人事業税(都道府県)



一部を県内市町村へ交付

※都道府県の法人事業税額の100分の5.4を「従業員数」により按分。

地方法人特別税



※20年改正で法人事業税の一部を地方法人特別税化。「人口」及び「従業員数」により按分し、都道府県に譲与。26年改正で規模を1/3縮減。

5. グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築等

<p>○ BEPSプロジェクト 関係</p>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>G20アンタルヤ・サミットにおいて「BEPSプロジェクト」</u>(現代のグローバルなビジネスモデルに適合するよう国際課税ルールを再構築し、租税回避を防止する取組)の<u>成果が報告され</u>、各国における<u>今後の実施面での取組の重要性を確認</u>。これを踏まえ、本プロジェクトの勧告を踏まえた<u>必要な国内法整備を、今後、段階的に実施していく</u>。・ <u>平成28年度改正</u>においては、<u>多国籍企業情報の報告制度</u>(多国籍企業のグローバルな活動・納税実態の把握のため、各国が協調して情報収集・共有する枠組)等を構築。 <p>※ 平成27年度改正においては、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し、外国子会社配当益金不算入制度の適正化等を措置。</p>
<p>○ 日台民間租税取 決め</p>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>日台間の投資交流を促進するため、「日台民間租税取決め」</u>(租税条約に相当。法的効力は無し。)を取り結び(平成27年11月に署名)。・ 本取決めに規定された内容(日台間で支払われた配当等の、源泉地における課税税率の引下げ等)を日本で実施するための<u>国内法を整備</u>。